

延岡市スポーツ少年団本部規約

第 1 章 総 則

第 1 条 名称は、延岡市スポーツ少年団本部と称し、事務局を一般社団法人延岡市スポーツ協会に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 延岡市スポーツ少年団本部（以下「本部」という）は、スポーツを通して青少年の心身を健全に育成するため、スポーツ少年団を育成指導することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 本部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の結成促進及び運営指導
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成
- (3) スポーツ少年団活動の指導及び援助
- (4) スポーツ少年団の交流事業の実施と指導
- (5) スポーツ少年団指導者組織の育成指導
- (6) 関係団体との連絡調整
- (7) その他目的達成に必要な事業

第 4 章 登 録

第 4 条 スポーツ少年団の加入は、延岡市スポーツ少年団本部及び宮崎県スポーツ少年団本部並びに日本スポーツ少年団本部への登録をもって行う。

2 登録は毎年4月1日より6月30日までに終わるものとする。

第 5 条 登録の認定並びに取り消し、その他登録に関しては別に定める。

第 5 章 役 員

第 6 条 本部に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 本部長 | 1名 |
| (2) 副本部長 | 2名 |
| (3) 本部委員 | 各競技種目別に1名 |
| (4) 会計監査 | 2名 |

第 7 条 本部長は本部を代表し、会務を統轄する。

第 8 条 副本部長は本部長を補佐し、本部長が事故ある時は、その職務を代行する。

第 9 条 本部委員は本部委員会を構成する。

- 第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。

- 第11条 本部に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、本部委員会の推薦に基づき、本部長が委嘱する。
- 3 顧問は、本部委員会の諮問に応ずる。

第6章 会 議

- 第12条 会議は、総会及び本部委員会とし、本部長が召集する。

- 第13条 総会は次の事項を決定する。
- (1) 役員の選出
- (2) 規約の改正
- (3) 事業報告の承認と事業計画の決定
- (4) 決算の承認と予算の決定
- (5) その他重要な事項

- 第14条 総会は年1回開催する。ただし、本部長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

- 第15条 本部委員会は、本部長、副本部長及び本部委員をもって構成し、本部の会務を処理する。
- 2 本部委員会は、必要に応じて開催する。

- 第16条 本部の会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、出席できないものは他の構成員に委任することができる。
- 2 本部の会議の議事は、出席者の2分の1以上の賛同によって決定する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第7章 専門部会

- 第17条 本部には本部委員会の議決を経て、必要な専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会については、本部委員会の議決を経て別に定める。

第8章 会 計

- 第18条 本部の経費は、登録料、補助金、寄付金及びその他の収入を充てる。
- 第19条 本部の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

1. 昭和51年1月1日施行延岡市スポーツ少年団規約は廃止する。

2. この規約は昭和54年7月17日より施行する。
3. この規約は平成18年11月14日より施行する。
4. この規約は平成20年6月24日より施行する。
5. この規約は平成23年6月29日から施行する。
6. この規約は、令和3年11月17日から一部改訂して施行する。